

自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱実施要領

令和4年11月17日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱（令和4年 月 日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器の要件等)

第2条 太陽光発電設備の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

ア 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。

イ 自家消費型配線であること（50%以上自家消費すること）。

ウ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力計、発電量表示装置、売電電力量計、パワーコンディショナー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

2 定置用蓄電池の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

ア 太陽光発電設備に付帯するものであり、常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を充放電できるもの。

イ 初期実効容量1.0kWh以上であるもの。

ウ メーカー指定の環境条件に設置すること。

エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池、バインド電池）、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

(申込等の方法)

第3条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとする。申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（期限日までの必着とする）。

(募集期間及び工事契約締結日)

第4条 要綱第9条に定める補助の申請募集期間、要綱第7条に定める工事契約締結日は、別表1に定めるものとする。

(補助金交付申請兼完了届の提出期限)

第5条 要綱第11条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、対象機器を取得した日の翌日を起算日として、60日を経過する日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

2 前項で起算した提出期限が3月10日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、3月10日を提出期限とする。

(調査・アンケート)

第6条 要綱第21条第1号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度から実施する。

2 要綱第21条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他市長が特に必要と認めること。

附 則

1 この要領は、令和4年11月24日から施行する。

別表1

申請募集期間	工事契約締結日
令和4年11月24日 ~ 令和5年1月31日	補助金交付決定通知後